**奈良県政務活動費に係る収支報告書及び領収書等の閲覧に関する要綱**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平二〇・平二五・改称）

（閲覧場所）

第１　奈良県政務活動費の交付に関する規程（平成１３年３月３０日。以下「規程」という。）第８条第２項に規定する奈良県議会の議長が指定する閲覧場所は、奈良県議会図書室とする。

　　　　　　　　（平二〇・平二五・平二九・一部改正）

（閲覧時間）

第２　閲覧時間は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとする。

（閲覧業務を行わない日等）

第３　閲覧業務を行わない日は、奈良県の休日を定める条例（平成元年３月奈良県条例第３２号）第１条第１項に定める日とする。

２　前項に定める日のほか、奈良県議会の事務局長（以下「事務局長」という。）が特に必要があると認めるときは、閲覧業務を休止することができる。

（閲覧手続）

第４　閲覧者は、第１に規定する閲覧場所（以下「閲覧室」という。）に置かれた受付 において、政務活動費収支報告書閲覧者記録簿（別紙様式）に、閲覧日、氏名、住所、その他必要な事項を記入しなければならない。

　　　　　　　　（平二五・平二九・一部改正）

（閲覧方法）

第５　閲覧者は、係員の指示に従い、奈良県政務活動費の交付に関する条例（平成１３年３月奈良県条例第４２号）第１０条各項に規定する政務活動費に係る収支報告書及び領収書等を書架から取り出して閲覧することができる。

２　閲覧者は、閲覧終了後、当該報告書を元の位置に返却しなければならない。

　　　　　　　　（平二〇・平二五・一部改正）

（収支報告書及び領収書等の写しの交付）

第６　事務局長は、収支報告書及び領収書等の写しの交付の申し出があったときは、収支報告書及び領収書等の写しの交付を行うことができる。

２　前項の規定により写しの交付を行う場合においては、その作成の方法及び作成に要する費用の徴収については、奈良県議会情報公開事務取扱要綱（平成１３年３月３０日制定）第３の１０の規定を準用するものとする。

　　　　　　　　（平二〇・一部改正）

（閲覧者の遵守事項）

第７　閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

１　閲覧室には、動物、コピー器機、カメラ及び危険物を持ち込まないこと。

２　閲覧室内では、音読、談話、飲食、喫煙等他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。

　３　その他係員の指示に従うこと。

（閲覧の中止又は禁止）

第８　事務局長は、閲覧者が規程又はこの要綱の規定に違反する場合には、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（インターネットによる公表）

第９　奈良県政務活動費の交付に関する条例１２条第４項の規定による収支報告書等の写しのインターネットの

利用による公表は、閲覧開始日の翌日から３０日経過日の翌日（その日が奈良県の休日を定める条例（平成元年奈良県条例第32号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日）に、奈良県議会のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

附　則

本要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

　　附　則

（施行期日）

１　本要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後に交付決定をする政務調査費について適用し、同日前に交付決定をした政務調査費については、なお従前の例による。

　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２５年３月１日から施行する。

（経過措置）

２　この改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この要綱の施行の日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

　　附　則

　　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

　　附　則

　　この要綱は、平成２９年７月１日から施行する。

附　則

　　この要綱は、令和４年１２月１日から施行する。

別紙様式

政務活動費収支報告書閲覧記録簿

|  |  |
| --- | --- |
| 閲覧日 | 年　　　月　　　日 |
| 氏名 |  |
| 住所 |  |
| 閲覧の対象 | □ 会派に係る政務活動費  　年度  　　会派名  □ 議員に係る政務活動費  　年度  　　議員名 |

※太線の枠内について記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号 |  |
| 閲覧開始時刻 | 時 分 |
| 閲覧終了時刻 | 時 分 |
| 写しの交付 | あり (枚数) 枚  　　　(金額) 円 |
| なし |
| 受付担当者 |  |